

別紙（諮問第70号関係）

第1 審査会の結論

平成30年1月12日付けの開示請求（以下「本件請求」という。）に対して、平成30年1月26日付けで宮崎県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った公文書不開示決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書開示請求

審査請求人は、実施機関に対し、平成20年1月から平成29年12月までの期間中、県立小林高等学校において教師の不祥事（性犯罪・暴力等）が理解できる文書について本件請求を行った。

なお、審査請求人は、本件請求の中で、その他の文書についても開示請求を行っているが、それらについては、当該審査請求の対象ではないため、本答申では言及しない。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に係る文書について文書の存否を答えることができないとし、本件決定を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件決定に対して平成30年1月30日に審査請求を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

「不開示決定処分を取り消す」との裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 法律及び条例は原則公開である。
- (2) 国家のレゾナデートルは人権（生命・自由・幸福追求権）である。
- (3) 児童生徒の生き死に、自殺は国民の最大の関心事である。

第4 審査請求に対する実施機関の説明等

実施機関は、弁明書において、本件決定の理由をおおむね以下のとおり説明している。

- (1) 本件請求に係る対象文書は、県立高等学校管理運営規則第49条により、当該期間中に県立小林高等学校から県教育委員会に対して提出された事故報告書、事実申立書及びそれらの事案を県教育委員会でまとめた一覧表（以下「事故報告書等」という。）となる。
- (2) 本件請求は、特定の学校名を挙げて行われており、開示請求に係る公文書の存在を答えること自体が、特定の学校の職員が処分等を受けているかどうかを明ら

- かにすることになる。
- (3) 仮に全ての学校についてそれぞれ開示請求された場合、存否を応答してしまうと、学校が特定され、ひいては、被害者等の特定につながることになる。
- (4) よって、公文書の存否を答えること自体が宮崎県情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第2号が保護しようとしている権利利益を侵害することから条例第9条を適用し、存否応答拒否とした。

第5 審査の経過

当審査会は、本件審査請求について、以下のように審査を行った。

年 月 日	審 議 の 経 過
平成30年 8月 6日	諮問を受けた。
平成30年12月12日	諮問の審議を行った。
平成31年 1月30日	諮問の審議を行った。
平成31年 3月27日	諮問の審議を行った。
令和元年 5月28日	諮問の審議を行った。
令和元年 7月 4日	諮問の審議を行った。
令和元年 8月26日	諮問の審議を行った。
令和元年10月21日	諮問の審議を行った。

第6 審査会の判断理由等

当審査会は、本件決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 事実関係について

- (1) 開示請求に対しては、当該開示請求に係る公文書が存在している場合は開示か不開示かを回答し、存在していない場合は保有していない旨を回答することが原則であるが、条例第9条において、開示請求に対して、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示するのと同様に個人や法人の権利利益を侵害したり、県の機関又は国等の機関が行う事務事業に支障が生じることとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否できるとしている。
- (2) また、公文書が存在しない場合は不存在と答え、公文書が存在する場合のみ存

否を明らかにしないで拒否したのでは、開示請求者に当該公文書の存在を類推させることになるため、存否を明らかにしないで拒否することが必要な類型の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要である。

- (3) 本件請求において対象とされる事故報告書等について、学校名を指定しない本件請求とは別の開示請求に関し、すべての学校名を開示するか否かを争点とした他の審査請求が提起された際、当審査会としては、学校名等の情報が被害児童生徒の特定に繋がる場合は不開示とするなど、事案毎に個別に判断すべきであるとの答申を発出している。

2 本件決定に対する判断について

本審査会としては、以下のとおり本諮問案件に係る判断を行うこととする。

- (1) 事故報告書等に記載された内容は、文書の性質上、被害生徒にとって明らかに秘匿性の高い個人情報であり、個人識別性のある部分を除いたとしても、それ以外の部分を開示することにより個人の権利利益を害するおそれのある情報であることから、学校名等の情報が被害児童生徒の特定に繋がる場合は不開示とするなど、事案毎に個別に判断すべきとしており、学校名を一律開示すべきとの立場に立っていない。
- (2) しかしながら、本件請求のような学校名を特定してなされた開示請求に対し、学校名や年度の範囲の指定を変えた同様の開示請求が繰り返された場合、対象となる事故報告書の存否を明らかにすると、それぞれの開示請求で得られる文書の存否の情報を照合することにより、学校名が判明するおそれがあり、ひいては被害児童生徒の特定に繋がるものとして不開示とすべき学校名まで特定され、被害児童生徒の権利利益を害するおそれがあると認められる。
- (3) よって、本件諮問案件については、存否応答拒否を行うことが妥当であると判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。